

令和3年5月26日

告示

これまで、公式計量におけるオーバーウエイトに関しては、『オーバーウエイト（体重超過）に関する規程（平成30年9月14日付）』に基づき運用してきたが、令和3年6月1日より同規程を下記の通り改定する。

記

【改定内容】

『オーバーウエイト（体重超過）に関する規程（平成30年9月14日付）』に下記条項を追加する。

3. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合以外に、公式計量を行わず（計量会場に現れない場合を含む）、試合3日前以降に体重超過が明らかな理由（減量失敗による体調不良を含む）により試合が中止となった場合。
- ・上記二、1. （1年間のライセンス停止処分等）に準ずる。

【改定理由】

これまでの規定では、公式計量における体重超過が契約体重の3%以上もしくは未満により、それぞれペナルティー及び処分を規程していたが、近時、公式計量をせず（計量器に乗らず）直前での試合キャンセルが急増していることから、公式計量の実効性を担保する意味において、体重調整の失敗による試合キャンセル全般を、体重超過と同様のペナルティー及び処分とする。

【適用】

令和3年6月1日

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション

オーバーウエイト（体重超過）に関する規定

一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第96条（オーバーウエイト）3項に基づき、体重超過で計量失格となったボクサー（外国人ボクサーを含む）に関する試合出場の可否、ペナルティー及び処分についての規定は以下のとおりとする。

一、試合出場の可否

1. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%以上の場合

JBCルール第96条2項に基づく2時間の猶予は与えない。よって計量失格となり試合出場は不可。（試合は中止）

2. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%未満の場合

JBCルール第96条2項に基づき2時間の猶予が与えられる。

2時間の猶予後も体重超過の場合

- ① 計量失格とし、試合出場は不可。（試合は中止）
- ② 試合を中止しない場合は、試合当日に再計量を義務付ける。再計量時の体重が契約体重を8%以上超過した場合、試合出場は不可。（試合は中止）

二、ペナルティー及び処分

1. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合

- ・ファイトマネー相当額を制裁金として2週間以内にJBCへ納めなければならない。
※ただし個別契約により、試合をキャンセルした際の対戦相手・プロモーターへの損害補償が事前に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。

- ・1年間のライセンス停止処分とする。
- ・次戦以降は1階級以上の階級への転向を義務付ける。
- ・体重超過したボクサーのマネージャーを戒告処分とする。

2. 上記一、2. ②に基づき試合を中止しない場合

- ・ファイトマネー相当額の20%を制裁金として2週間以内にJBCへ納めなければならない。
※ただし個別契約により、オーバーウエイトした際の対戦相手への損害補償が事前に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。
- ・6か月のライセンス停止処分とする。
- ・体重超過したボクサーのマネージャーを嚴重注意処分とする。

3. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合以外に、公式計量を行わず（計量会場に現れない場合を含む）、試合3日前以降に体重超過が明らかな理由（減量失敗による体調不良を含む）により試合が中止となった場合。
- ・上記二、1. に準ずる。

以上

令和3年5月19 日

一般財団法人日本ボクシングコミッション